

分離・分割発注に係る適切事例

発注機関が分離・分割発注を適格に運用し、より活用していくための
効率的な分離・分割発注事例

工程毎に分離するとともに、CM（コンストラクション・マネジメント）方式を採用した事例

～千曲川流域下水道管路施設工事～

専門工事毎に分離発注している事例

～横浜植物防疫所高精度検定温室の建設～

CM方式を採用し、工事毎に分離発注した事例

～秋田県二ツ井町総合体育館建設工事～

詳細な仕様書を自ら作成し、システム開発を分離発注している事例

～長崎県情報政策課のシステム開発～

中小企業庁
事業環境部取引課

工程毎に分離するとともに、CM（コンストラクション・マネジメント）方式を採用した事例

事業名：千曲川流域下水道管路施設工事

1．調達物・調達内容の概要

<シールド工法による下水道管路施設工事の概要>

- ・ 距離：1,502m、内径：1,350mm
- ・ 工期：平成15年度～平成17年度
- ・ 事業総額：922百万円

<分離発注の内容>

分離した工事区分	工期	落札額
1工程：シールド・一次覆工工事（CM（コンストラクション・マネジメント）契約を含む）	H16.3～H18.1	595百万円
2工程：立坑工事一工区工事	H16.2～H18.1	208百万円
3工程：立坑工事二工区工事	H16.5～H17.12	14百万円
4工程：地盤改良等工事	H16.2～H18.1	105百万円

2．分離分割発注が採用された背景、理由

本事業はシールド工法による大型の工事であったことから、発注プロセスの透明化等を図るため、専門工事毎の工程に分離・分割するとともに、工事全体を一体的に施工するためCM方式を採用することとした。

なお、本工事を円滑に施工するためには、主要な工事であるシールド工事の受注者に工事全体の品質管理等をCMRとして担当させることが適切と判断した。

（注）CM（コンストラクション・マネジメント）方式とは、事業の発注主体が、CMR（コンストラクション・マネージャー）と契約し、設計、施工等のマネジメント業務の一部又は全部を代行させる方式。

3 . 分離分割発注の手順、方法

主要工事であるシールド・一次覆工工事につき、工事に精通した CMR を有することを条件とする一般競争入札を行った。また、他の立坑工事等の関連工事についても適正な規模である 3 工程の専門工事に分離して一般競争入札を行った。

4 . 分離分割発注方式の効果

(1) コスト構成等発注プロセスの透明化

4 工程に分離発注したことにより、一括発注では分かりにくいコスト構成や業者選定等発注プロセスが透明化された。また、CM により品質管理や工程管理をスムーズに行うことができた。

(2) 地元業者への受注機会の増加

大型の工事を分離したことにより、県内のゼネコン及び専門工事業者が、下請けではなく県と直接契約をすることができ、受注機会を増やすことができた。

(参考) シールド工法の概要

シールド工法とは、地盤中にトンネルを構築する工法で、シールドマシンと呼ばれる掘削機を地中に掘進させ、土砂の崩壊を防ぎながらその内部で掘削作業や覆工作業を行いトンネルを築造していく工法。

専門工事毎に分離発注している事例

事業名：横浜植物防疫所高精度検定温室の建設

1. 調達物・調達内容の概要

<高精度検定温室の概要>

- ・ 鉄筋コンクリート造2階建温室 延べ床面積 200㎡（1階は倉庫）
- ・ 工期：平成16年度
- ・ 工事総額：173百万円
- ・

<分離発注の内容>

分離発注の工事区分	落札業者	契約額
1. 建築工事（温室新築）	中小企業	69百万円
2. 建築工事（温室棚設置）	中小企業	6百万円
3. 電気工事	中小企業	2百万円
4. 特殊空調工事	大手企業	96百万円

2. 分離分割発注を採用した背景、理由

全体設計を行い概算で工事額を算出し、それを効率的に施工するための方法として、また、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（平成16年7月16日閣議決定）に基づき、中小企業者の受注の機会の増大を図る観点から分離発注を行うこととした。

3. 分離分割発注の手順、方法

本事業は温室の建築に係る2工事、電気工事及び特殊空調工事の4工事に分離発注を行った。

建設工事2件及び電気工事については、競争参加資格「C」ランクの有資格業者による指名競争入札を行った。

一方、特殊空調工事は、外気と遮断したうえで、温度と湿度を制御する特殊な設備であることから、予定価格が70百万円を超える管工事となったため、競争参加資格「A」ランクの有資格業者によって指名競争入札を行った。

4 . 分離分割発注の効果

- (1) 適正な規模の分離発注による指名競争入札を行った場合は、各工種毎で適正なる競争が発揮され、全ての工種を一括発注した場合の一般的な落札率と比べて低く抑えることが可能となると推測される。
- (2) 分離発注を行った結果、品質面において、それぞれの請負契約者の持つ数々のノウハウが発揮され、一括発注した場合と比べても遜色がなく、結果的に、中小企業者の受注の機会の増大等、国が定める閣議決定の方針に沿うことができた。

CM方式を採用し、工事毎に分離発注した事例

事業名：秋田県二ツ井町総合体育館建設工事

1. 調達物・調達内容の概要

鉄筋コンクリート造一部木造2階建て総合体育館一式
(工期：平成15年12月～平成17年6月)
・建築面積 4,247 m² ・延床面積 5,078 m² ・建物最高高さ 28.4m

2. 分離分割発注が採用された背景、理由

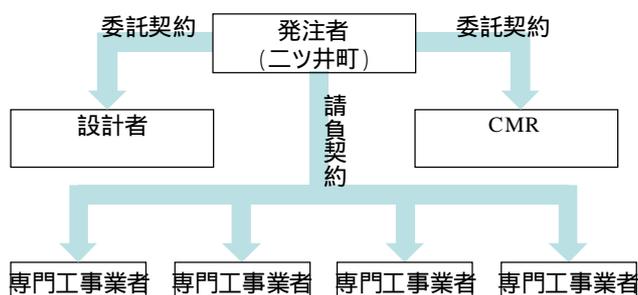
二ツ井町は、発注プロセスの透明化、工事コストの縮減等を図るため、CM(コンストラクション・マネジメント)方式を採用し、分離発注を行った。

(注)CM(コンストラクション・マネジメント)方式とは、建設事業の発注主体が、CMR(コンストラクション・マネージャー)と契約し、設計、施工等のマネジメント業務の一部又は全部を代行させる方式。

3. 分離分割発注の手順、方法

CMRがプロジェクト内容を精査した上で、町は、工事内容を22工種に分離し、工種別に延べ105社(一工種につき5業者程度)による指名競争入札を行った。

<二ツ井町におけるCM方式による分離発注の仕組み>



4. 分離分割発注方式の効果

(1) 価格

官公庁基準の単価による一括発注の場合の見積りが約 17.8 億円であるのに対して、CM 方式による分離発注の見積りは約 12.6 億円であった。落札結果は 11.9 億円となり、一括発注をする場合に比べ約 5.9 億円、約 33.2%の削減ができたことになった。これに CMR へのマネジメントフィー（約 8%）の支払いを加えても、一括発注に比べれば約 25%のコストを縮減することができたこととなる。

<一括発注と CM 方式による分離発注の比較>

一括発注による見積価格	CM方式による分離発注の見積価格	落札価格	落札 / 一括 (/)
約 17.8億円	約 12.6億円	約 11.9億円	66.8% (33.2%)

(2) 発注プロセスとコストの透明化

22 工種に分離発注し、指名競争入札によって専門工事業者と町が直接契約したため、ゼネコンへの一括発注では分かりにくい発注プロセス及び各工種のコストが透明化された。

(3) 専門工事業者の意欲と技術力の向上

ゼネコンの下請けではなく、町との直接契約を通じて契約をすることが、今回工事を受注した専門工事業者にとっての自立心や意欲の向上につながり、技術経験の蓄積が高まった。

詳細な仕様書を自ら作成し、システム開発を分離発注している事例

事業名：長崎県情報政策課のシステム開発

1．調達物・調達内容の概要

知事からのミッションによって電子県庁を構築するための新たなコンピュータシステムの開発を開始。現在までのところ、電子決裁システムのほか、旅費申請や職員宿舎の入退居システムなど庁内事務に必要なシステム開発を行っている。

2．分離分割発注を採用した背景、理由

電子県庁の構築に必要とされていた開発費の抑制を実現するとともに、IT分野における地元中小企業を育成するため、システム開発における分離発注方式を行った。

3．分離分割発注の手順、方法

長崎県では、まず職員自らが、開発するシステムの備えるべき機能を明確化する作業を行っている。機能を明確にした後、外部の専門家の協力を得てシステムを開発するための詳細な設計仕様書を作成した。

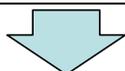
この設計仕様書は、必要となる機能ごとに分離して作成されており、この設計仕様書に基づいて機能ごとに分離発注を実施している。このような手順に従って開発した電子決裁システムの場合、コマンドツールやPDF書類の作成などの機能ごとに、合計7件の入札を実施し、システムの開発を行った。

< 詳細設計仕様書作成までの手順 >

【第一段階】

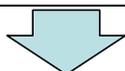
作成するシステムの画面デザインを職員自ら構想を練って明確化する。

構想が出来上がったらWebデザイナー等に依頼し画面デザインを作成する。



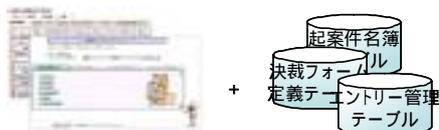
【第二段階】

画面デザインが完成したらSE等に依頼しデータベースのテーブル・フォーマットを作成する。



【第三段階】

画面デザインとデータベースが完成したらSEに依頼し設計仕様書を作成委託する。



< 分離発注 >



システムの機能ごとに数種類に分け、入札による分離発注を実施

4 . 分離分割発注の効果

- (1) 発注する側がシステムの内容を十分に把握することにより、開発した特定の企業への依存などの弊害を回避する効果があった。
- (2) 設計仕様書を詳細に作成することで、業務内容を明確にし、中小企業が入札に参加しやすくなる効果を生んだ。加えて、既成のパッケージソフトへの依存をなくし、システムをオープンにすることで、多くの企業の入札への参加を促すことが可能となった。
- (3) システム開発をこのプロセスで進めることにより、職員の人件費を加味しても、総合的に開発コストの低減が図られた。